

No. 8 公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団

1 法人の概要

(平成 25 年 6 月 7 日現在)

代表者職氏名	理事長 細井 永	県所管部課名	エネルギー総合対策局原子力立地対策課	
設立年月日	平成元年 3 月 20 日	基本財産	10,000 千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	10,000 千円	100.0%	
組織構成	区 分	人 数	うち常勤	備 考
	理 事	10 名	2 名	県OB 1 名
	監 事	3 名	0 名	
	職 員	4 名	3 名	県派遣 2 名
業 務 内 容	むつ小川原開発地域等の市町村、産業団体等が行う地域の活性化及び産業の育成・近代化に係る調査研究及びプロジェクトの実施のために必要な資金の助成等			
経営状況 (平成 24 年度)	経常収益	2,234,642 千円		
	経常費用	1,709,085 千円		
	当期経常増減額	525,557 千円		
	当期一般正味財産増減額	525,557 千円		

2 沿革

原子燃料サイクル施設の立地を契機として、むつ小川原開発地域等のより一層の地域振興・産業振興の具体化を地域ぐるみで推進することが重要な課題であった。

このため、地域づくり・産業づくりに係る調査研究及びプロジェクトの実施並びに産業活動の強化・安定のための必要な支援等を行うことにより、むつ小川原開発地域等における地域振興及び産業振興を図り、もって県民全体の生活の安定と向上に寄与することを目的に、電気事業者の寄付を前提として、県の全額出捐により平成元年 3 月に当法人が設立された。

基本的に当法人の事業は、基本財産 1 千万円（県出捐金）、基金 50 億円（電気事業連合会からの寄付）、借入金 50 億円（利息は事業者負担）の財産運用から生ずる果実により実施されている。

また、平成 6 年度から、電気事業連合会からの寄付金を財源とする原子燃料サイクル事業推進特別対策事業が 5 カ年ごとに実施されている。

なお、当法人は、平成 25 年 4 月から公益財団法人に移行した。

3 法人を取り巻く現状

当法人が実施している「地域・産業振興プロジェクト支援事業」（以下「プロジェクト支援事業」という。）は、むつ小川原開発地域にとどまらず、県内各地の地域振興及び産業振興のための取組に幅広く活用されており、当法人が直接助成を行う一般助成事業だけではなく、公益財団法人むつ小川原産業活性化センター及び六ヶ所村まちづくり協議会が実施する助成事業についても事業審査の透明性・客観性を確保することが重要となっている。

また、原子燃料サイクル事業推進特別対策事業の実施期間は平成 21 年度から平成 25 年度までとなっていることから、今後の対応が課題となっている。

4 点検評価結果

当法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について留意する必要があると考える。

(1) プロジェクト支援事業採択における客観性・透明性の確保

ア 法人の対応

事業採択までは、応募団体からのヒアリング、外部有識者を含むプロジェクト支援事業検討委員会による審査、理事会での承認というプロセスを経ることとしており、採択に当たっては5段階評価によって厳正に事業計画を評価し、客観性・透明性を確保するよう努めている。

また、事業募集に当たっては、募集要領とともに採択方針を併せて開示しており、今年度からは応募から採択までのプロセスの広報にも努めている。

公益財団法人むつ小川原産業活性化センター及び六ヶ所村まちづくり協議会が実施する助成事業については、両団体に対して年間延べ4回調査を実施し、関係書類をチェックするとともに進行管理やフォローアップに努めており、適宜、助言等を行っている。

イ 委員会の意見等

一般助成事業については、検討委員会による評価、採択方針の開示及び採択までのプロセスの広報を実施するなど、事業採択に当たっての客観性・透明性の向上に取り組んでいることは評価するものである。

公益財団法人むつ小川原産業活性化センター及び六ヶ所村まちづくり協議会が実施する助成事業については、当法人から助成金を交付している以上、一般助成事業の採択における審査・選考と同程度の透明性・客観性の確保が図られるよう、当法人が積極的に関与していただきたい。

(2) 経営環境の変化を踏まえた対応

ア 法人の対応

現行の原子燃料サイクル事業推進特別対策事業及び借入金50億円の支払利息相当分の事業者からの寄付については、いずれも平成26年度以降については何も決まっていない状況であり、これらの影響や対応については言及できる段階にはない。

イ 委員会の意見等

原子燃料サイクル事業推進特別対策事業等は、電気事業連合会等からの寄付金を財源に実施されているが、各種事業の財源スキームの変更は、当法人の事業のあり方や経営の根幹に関わる重要な変化であり、様々な事態に備え、県と連携して、適切に対応する必要がある。